

随意契約による政府備蓄米の売渡しに係る Q & A

番号	問い	答え
【全般】		
1-1	今回購した政府備蓄米が8月までに計画どおり販売ができない場合は、ペナルティの措置はあるのか。	・買受者が8月までに販売を終了する計画の範囲内で買受申請することが基本です。 ・適切に販売を行っていない場合には、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表を講じることがあります。
1-2	共同仕入れによる年間10,000トン以上の取扱数量は、買受者の資格の対象者になり得るか。	・売渡しに係る買受者の「共同仕入れ」の考え方については、以下とおりです。 - a 小売自ら仕入：可 - b 小売が属するグループ会社（組合やF Cも含む）に属する仕入会社：可 - c なんら関係性のない複数社が共同で仕入れ：不可
【販売関係】		
2-1	卸売業と小売業を営む事業者において、様式第2号「国内産米穀の取扱数量等申請書」の「1取扱数量」については、卸業務の数量を含めた数量を記載してよいのか。	・小売業の数量のみを記載してください。
2-2	小売店舗において、玄米での販売は可能か。	・消費者に対して販売する場合、玄米の販売も可能。
2-3	政府備蓄米の申込数量において、下限又は上限の制限はあるのか。	・下限又は上限の数量制限設けていません。 ・しかし、買受者が8月までに販売を終了する計画の範囲内で買受申請することが基本です。 ・なお、車上渡しの一度の引渡は、原則10トン又は12トンの倍数としていることに留意願います。

番号	問い	答え
2-4	今回の政府備蓄米の販売においては、小売業者からの転売を禁止している。 しかし、弊社はとう精施設を所有していないことから、とう精の加工を委託する必要がある。通常、とう精の加工においては、一旦とう施設に販売し、とう精後の製品を購入するのが一般的な商慣習であり、この商慣習も転売に該当するのか。	・精米の製品製造を依頼するために、玄米をとう精施設に販売し、精米製品をとう精施設から購入する取引は、販売数量と購入数量が相応する場合（歩留まりの差を想定）は転売には該当しません。
2-5	今回、販売される政府備蓄米について、無菌包装米飯に加工して、消費者に販売することも可能か。	・今回の随意契約による政府備蓄米の売渡しについては、スピードを重視し、安心できる価格で、より多くの量を消費者の皆様に提供できることを目的に実施しています。 ・したがって、今回の政府備蓄米の売渡しスキームには該当しません。
【表示関係】		
3-1	店頭に並ぶ際、備蓄米とわかるようにPOPしても問題はないか。	・備蓄米とわかるようにするかどうかは、販売する者の判断によるものであります。
3-2	精米の袋については、既存のものを使用して問題はないか。	・食品表示基準により義務づけられている表示は、「名称」「原料玄米」「内容量」「精米時期」「販売者」であります。 ・既存の精米の袋の表示と、内容物（精米）の原料玄米等が一致していれば、使用できると考えます。 ・なお、原則として表示内容に責任を有する者が表示の義務を負うこととなります。食品表示基準別記様式4の「販売者」を買受者とするか、精米した者とするかは、双方でよく相談していただくをお願いします。

番号	問い	答え
【報告関係】		
4－1	POSデータの定義は	様式第9号－3にある通り、 ・ 商品コード及び商品名 ・ 政府備蓄米活用の有無 ・ 販売店舗及び所在地 ・ 販売個数・販売金額・販売期間 が含まれているデータであれば問題ありません。（商品コード・商品名毎、かつ販売店舗・所在地毎に、販売個数・販売金額・販売期間が把握可能なデータであることは必要です。）
4－2	POS販売を行っていない場合、納品データのCSVデータでも大丈夫か。	なお、様式第9号－3の注4にあるように、本様式については、Excel、csv等の汎用性のある電子ファイルを提出することで代替頂いても差し支えないものとします。
4－3	POS販売を行っていない場合、他の販売実績データでの対応でも許されますでしょうか。	なお、『政府備蓄米活用の有無』については通常の販売データ等には含まれていない可能性が高いと考えますところ、通常の販売データ等とは別に商品名との対応表等の形式で提出いただくことも差し支えないと考えています。
【その他】		
5－1	4年産3年産の備蓄米については、消費者からの食味の相談にどう対応するか課題であり、当該産の米穀について品質確認することは出来ないか。	・ 受託事業体において、製品製造の試験研究又は品質若しくは加工適性の確認のための試料（以下「サンプル」という。）販売をしています。